

京都市中央市場共同引越事業支援業務 仕様書（企画提案書募集用）

1 目的

京都市中央卸売市場第一市場（以下「京都市中央市場」という。）では、大規模市場施設整備に伴い、市場施設を使用している事業者等の集団移転を実施する。

京都市中央市場移転協議会（以下「移転協議会」という。）は、集団移転を円滑かつ効率的に進めるため、共同引越事業を実施することとしており、本業務は当該事業の支援を行うことを目的とする。

2 業務実施場所

表1に記載する京都市中央市場内（京都市下京区朱雀分木町60番地及び80番地）の施設

3 業務実施期間

はじめの契約の日から、令和6年6月末までとする。

なお、移転に係る工程は表1に記載のとおりとする。

表1 移転対象者・移転予定時期等

	移転対象者 (事業者等数)	移転 予定時期	移転元施設	移転先施設
1	鮮魚仲卸店舗 (49)	令和3年 7月末頃	水産棟(1・2階) 花屋町駐車場仮設棟(1・2階)	新水産棟1期 (1・2・3階)
2	塩干仲卸店舗 (21)	令和5年 2月末頃	関連施設棟(1・2階)	新水産棟2期 (1・2階)
3	水産組合等 事務所(1)	令和5年 2月末頃	あじわい館駐車場仮設棟 (1・2階)	花屋町駐車場仮設棟 (1・2階)等
4	総合食品店舗 (5)、総合食品 組合事務所(1)	令和5年 2月末頃	あじわい館駐車場仮設棟 (1・2階)	新水産棟2期 (1・2階)
5	関連事業者店舗 等(未定)	令和5年度 内	関連5号棟、関連10号棟、 関連11号棟、関連12号棟	花屋町駐車場仮設棟 (1・2階)等

(特記事項)

- ・ 移転対象者（事業者等数）は現時点での想定のため、変動する可能性がある。
- ・ 移転対象者（事業者等数）や移転予定時期が変動する場合は、当該表に関わらず委託者、受託者間の協議により対応するものとする。

4 業務内容

(1) 引越準備

- ・ 移転対象の事業者毎に引越する物品の種類・量を調査し、運送体制や運送方法、運送経路、引越スケジュール、移転先施設での物品配置レイアウト等をまとめた引越計画を作成する。
- ・ 電気機械設備の引越を伴う場合には、設備の取外しや移転先での据え置き方法等について、設備メーカー等と必要な調整を行う。
- ・ 引越に必要な作業員、トラック等の機材の手配を行う。移転対象者に対して、引越する物品を梱包するケース等の資材を提供する。
- ・ 引越準備マニュアルの作成や引越説明会の開催など、移転対象者の引越準備をサポートする。
- ・ 道路管理者、交通管理者への届出など、引越に当たって必要な諸手続きを行う。
- ・ 引越費用の見積書を作成する。見積項目は、移転協議会と協議のうえ決定する。

(2) 引越作業

- ・ 引越計画に基づき、市場開設者が指定した期間内に引越作業を行う。
＜引越作業の主な項目＞
 - ① 移転対象者が引越を希望するすべての物品の運送及び据付け
 - ② ラック等の大型収納用物品の解体及び組立て
 - ③ 冷蔵庫等の電気機械設備の取外し、取付け、既存の電源・配管等への接続、設備の動作確認
 - ④ 引越に伴って生じる廃棄物、引越後に不要となった梱包資材等の引取り・処分
 - ⑤ 引越時の交通安全対策、建物の養生等
 - ⑥ 物品の一時保管（仮置き）
- ・ 指定期間内に引越が完了しない場合には、引越物品の一時保管場所を確保する。
- ・ 以下の項目は、引越作業に含めないことを想定している。ただし、企画提案を拒むものではない。
 - ① 引越物品の箱詰め、移転先での箱出し・陳列
 - ② 電気配線及び給排水・ガス配管の延長工事
 - ③ 移転元施設の清掃、原状回復

(3) 引越費用の請求

- ・ 移転協議会が指定した様式に則って移転対象の事業者等毎に引越費用を積算し、移転協議会に請求する。

5 委託料の支払方法

本業務に係る経費は、各移転対象者の移転が完了する度に、受託者からの適法な請求書に基づいて一括で支払う。

6 業務を進めるうえでの注意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、逐次、移転協議会と協議を行い、移転協議会の指示により、業務を進めること。
- (2) 業務に係る作業員等人件費、機器類、梱包資材、消耗品等の諸費用はすべて引越費用に含まれること。
- (3) 引越作業現場を管理する者は、引越業務について一定の経験及び知見を有する職員を配置すること。
- (4) 引越作業にあたっては、引越物品及び市場施設の減失・毀損等の障害が発生しないよう慎重を期すること。万一、受託者の責任において引越物品及び建物等の減失・毀損が生じた場合は、受託者は賠償を行うものとする。
- (5) 営業中の施設及び事業者、市場を利用する第三者、周辺住民等の迷惑にならないよう最大限の配慮をすること。
- (6) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通して知り得た情報を第三者へ漏えいしてはならない。これは、本業務の完了後についても、同様とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。